

食品安全認証についてのご案内

- ★ ISO9001:2008(JIS Q 9001:2008)の序文には、「この規格は、製品に適用される顧客要求事項及び法令・規制要求事項並びに組織固有の要求事項を満たす組織の能力を、**組織自身が内部で評価するためにも、認証機関を含む外部機関が評価するためにも、使用することができる。**」と明記され、基本的には、組織自身の「**自己宣言**」にも適用される規格なのです。
- ★ 内部監査及び外部監査(審査)の実施に関する基準は、「品質及び／又は環境マネジメントシステム監査のための指針:JIS Q 19011:2003(ISO19011:2002)」に詳細に規定され、組織のマネジメントシステムを認証する審査の基準は、「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項:ISO/IEC17021:2006」に規定されています。

特定非営利活動法人 食品安全認証機構(FSC)は、「ISO/IEC17021:2006」を準拠し、小規模ながらも、**日本で認知された「食品専門家・学識経験者集団」**で組織し、**食品企業の経営に寄与する審査**を実施しています。

- ★ **特定非営利活動法人 食品安全認証機構(FSC)**は、2015年を目途に、審査機関として、上部機関への申請・認定が社会的な要求であれば、いつでも申請できる総合的体制を確立致す所存でございます。

しかしながら今や、有名企業を含む様々な企業が **ISOを放棄・休止**している現状や、また電気関係の有名企業が中心となって京都で産声を上げた**環境パフォーマンス改善を主目的とする「KES」**は、今や右肩上がり、1,000件以上の認証組織が参画しているなどの現状を分析しますと、**ISO認証は、限りなく低コストで且つ企業経営に役に立つ、有効な審査システム**が、既に社会の要求となっており、将来益々と、**ISOの在り方が大きく問われ、変革するもの**と確信致しております。

我々、**特定非営利活動法人 食品安全認証機構(FSC)**も、貴社様のような、著名且つ誠実な企業様のご参画をお願いすることによりまして、社会的に広く認知され、一層お役に立てる審査機関へと成長することを目指しております。

- ★ **特定非営利活動法人 食品安全認証機構(FSC)**は、日本技術士会所属の「**食品技術士資格・審査員**」を主体に、「**パフォーマンスの向上を第一義**」とし、より有効な審査活動を慣行致す所存でございますので、どうぞご理解とご支援を切にお願い申し上げます。